

給水装置工事設計施工基準の改正内容

1. 「はじめに」(4) の改正

「主任技術者は、構造、材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるため、工事現場の状況、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係行政機関等との間の調整と手続きなどを熟知していなければならない。」「主任技術者が当該調整を十分に行わなければならない。」に改正

2. 「水栓数によるメーター口径決定表」の改正 (P 2 参照)

- (1) Φ 40 以上の口径を削除
- (2) 注釈に「※この表は戸建て住宅、集合住宅等の場合の参考表です。」と規定

3. 「メーターの使用流量基準」を掲載 (P 2 参照)

4. 「給水装置工事フロー図」の改正 (P 3 参照)

- (1) 申込書類の改正に伴い、公道工事後の提出書類及び自主検査調書等の提出書類を改正
- (2) メーター出庫時間を「8時半～16時(12時～13時は除く)」と規定

5. 「工事内容の区分」の改正 (P 5 参照)

公道分新設と分岐新設を「新設工事」に区分を統合

6. 「給水装置工事申込における関係添付書類」の改正 (P 6 参照)

- (1) 名称を「給水装置工事の申込書類について」に改正
- (2) 「水道給水装置工事申込書類様式集」の様式を使用し、記載例、チェックシート等のおりに作成する。なお、修正液、テープ等での修正は不可とする。」と規定
- (3) 「2. その他の添付書類」(1) の添付書類を改正
- (4) 3階建て建築物への直結給水、特殊共同住宅等、給水装置特殊器具、直結式スプリンクラー設備の添付書類を掲載
- (5) 指定用紙(ケント紙 厚さ 四六判T 180kg (209.3g/m²) 白色 表面にインクをはじく処理の無いもの)を削除

7. 「給水装置等表示一覧」の改正 (P 7～8 参照)

- (1) 「ライニング鋼管」の管種の表記を削除
- (2) 「消火水槽」の給水装置記号の表示を改正

8. 「給水装置工事の申込書等の作成及び施工」の改正 (P 9～13 参照)

- (1) 名称を「給水装置工事の設計・施工」に改正
- (2) 公道内の設計・施工に「口径30mm以上の給水管を公道内に平面延長10m以上設置する場合、または口径30mm以上の給水管を幅員9m以上の公道内に平面

延長4.5m以上横断し設置する場合には、取出し位置付近に止水栓を設置する。
なお、口径25mm以下の場合は、局担当者の指示により必要に応じて取出し位置
付近に止水栓を設置する。」と規定

- (3) 公道内の設計・施工に「群馬県建設工事必携に準拠する。」と規定
- (4) 公道内の設計・施工に「取出し小穴には必要以上のカッターを入れず、かつ、
掘削工事の直前にカッターを入れる。」と規定
- (5) 「舗装復旧標準図」「掘削埋戻し標準断面図」を削除
- (6) 宅内の設計・施工に「メーターボックスユニットを使用する。ただし、口径7
5mm以上のメーターの一次側は伸縮継手、二次側は逆止弁を設置し、配水管分
岐部から逆止弁のフランジまでのフランジ同士の接続は芯金入りパッキンを使用
する。なお、口径75mm以上のメーターを設置する場合は、ケーブル長1.5m
の範囲内に隔測メーターを設置する。」、
「止水栓筐は、車道に設置する場合はT-14以上（局担当者の指示により必要
に応じてT-25以上）、歩道又は自動車等が進入できる場所に設置する場合はT
-8以上、それ以外の場所ではT-2以上のものを使用する。」、
「一栓工事の場合、止水栓筐はT-8以上を使用する。」と規定
- (7) 宅内の設計・施工の「メーター二次側のバルブは、ボールバルブ又は10K砲
金製のゲートバルブを使用し、それ以後（2階、地階用を含む。）にどのような給
水装置を設置するかを記入する。」を削除

9. 「配水管から水道メーターボックスまでの給水材料」の改正（P14参照）

- (1) 名称を「配水管からメーターまでの主な給水材料」に改正
- (2) 止水栓筐の耐荷重を規定
- (3) メーターボックスユニット使用に伴い、単式逆止弁、片落ち管等を削除

10. 「給水装置工事標準図・給水装置工事設計書記入例」の改正（P15～17参照）

- (1) 名称を「給水装置工事標準図」に改正
- (2) 群馬県内の申込様式の共通化により既存の記入例を削除
- (3) EFプラグ付きサドルの給水装置工事標準図を規定

11. 「アパート・ハイツ等のメーター設置標準図」「アパート・ハイツ等のメーター 周り詳細図」の改正（P18～19参照）

- (1) 名称を「集合住宅等のメーター設置標準図」「集合住宅等のメーター周り詳細
図」に改正
- (2) メーターボックスユニット使用に伴い、単式逆止弁、片落ち管等を削除

12. 「給水工事における掘削小穴」の改正（P20～21参照）

配水管の継手、他埋設物との離隔、埋戻し作業等を考慮して掘削寸法を改正

13. 「給水取出し工事写真撮影要領」の改正（P 24～25 参照）

分水栓取り付け及び取出しについて「サドル付分水栓の両端から有効長で30cm以内にジョイント、継手、分水栓（同一小穴による取出しを含む）等がないか確認するため、スタッフ等で離れが分かる写真を撮る。」と規定

14. 「受水槽設備について」の改正（P 30～37 参照）

- （1）「1. 簡易専用水道設置届の提出と管理義務の確認 受水槽の有効容量の合計が10立米を超えるものについては、設置後に市の担当課へ「簡易専用水道設置届」を提出する。また、設置者の管理義務を確認する。」と規定
- （2）受水槽への給水方法について「管理者が必要と認める場合は、バキュームブレーカー、減圧弁、定流量弁、タイマー付電磁弁等を設置する。」と改正
- （3）「建物種類別単位給水量・使用時間・人員表」を改正

15. 「水路（開渠）を横断する場合の上越し、下越しの基準について」の改正（P 38～39 参照）

- （1）名称を「水路（開渠）の下越し、上越しの基準」に改正
- （2）暗渠の場合の上越し参考図を記載

16. 申込様式、記載例等を削除（旧施工基準P 44～68）

群馬県内の申込様式の共通化により既存の申込様式等を削除
（伊勢崎市上下水道局用の申込書類の新様式集はホームページに掲載）

17. 伊勢崎市配水管帰属等受入フロー図（P 42 参照）

「※水道給水装置工事申込と同時施工の場合、引継書の提出後メーター出庫可」と規定

18. その他現行の業務運用に準じて文章、図面を整備、ページ順序変更
（次ページ「目次」参照）

目 次

	旧→	新
給水管の口径決定について……………	3→	1
水栓数によるメーター口径決定表……………	4→	2
メーターの使用流量基準……………		2
給水装置工事フロー図……………	40→	3
事前調査項目……………	41→	4
工事内容の区分……………	1→	5
給水装置工事の申込書類について……………	2→	6
給水装置等表示一覧……………	42～43→	7～8
給水装置工事の設計・施工……………	5～13→	9～13
配水管からメーターまでの主な給水材料……………	14→	14
給水装置工事標準図……………	15～18→	15～17
集合住宅等のメーター設置標準図……………	19→	18
集合住宅等のメーター周り詳細図……………	20→	19
給水工事における掘削小穴……………	21～22→	20～21
道路工事現場における標示施設等の設置基準…	23～24→	22～23
給水取出し工事写真撮影要領……………	25～26→	24～25
給水工事検査について……………	27→	26
耐圧テストポンプの掛け方（一次側）……………	28→	27
耐圧試験写真撮影要領……………	29～30→	28～29
受水槽設備について……………	31～37→	30～37
水路（開渠）の下越し、上越しの基準……………	38～39→	38～39
（申込様式、記載例等）……………	44～68→	[削除]
開発行為等における分譲地の給水計画について……………	69→	40
開発行為等による宅地分譲の場合……………	70→	41
開発配水管等帰属等受入フロー図……………	71→	42